

令和4年12月20日

対馬海区漁業調整委員会事務局  
(対馬振興局水産課内)  
直通電話 0920-52-1947  
担当者名 大崎、永井

対馬海区漁業調整委員会指示の発出について(お知らせ)

このことについて、下記のとおり指示しましたのでお知らせします。

### 記

令和4年対馬海区漁業調整委員会指示第3号

対馬海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

なお、この指示は、令和5年1月1日から施行する。

令和4年12月20日

対馬海区漁業調整委員会  
会長 部原 政夫

- 1 まき餌の使用量の制限  
遊漁者が使用できるまき餌の量は、1人1日、8キログラム以内とする。
- 2 釣獲量の制限  
遊漁者がまき餌釣りによって釣獲できる重量は、1回の釣行における実釣日数にかかわらず1人1釣行、10キログラム以内とする。
- 3 時期及び時間の制限  
遊漁者は、12月1日から3月31日までの期間、午後9時から翌日の午前6時までにはまき餌を使用する釣りを行ってはならない。
- 4 遊漁船業者の周知  
遊漁船業者は、当該遊漁船を利用する遊漁者に対して、1、2及び3の規定を書面により周知しなければならない。
- 5 指示期間  
指示期間は、施行日から3年間とする。